

工事請負契約標準約款の削除条項

◎ 共通

- 第3条（A）及び（B）
- 第24条（A）
- 第25条第3項中（内訳書及び）
- 第29条第5項中（内訳書に基づき）
- 第37条第8項（a）
- 第38条第3項（a）

◎ 契約保証金を免除する場合

- 第4条（A）及び（B）
- 第40条（B）
- 第43条
- 第46条（B）、（C）及び第5項
- 第53条

◎ 契約保証金を納付した場合又はこれに代わる担保を提供した場合

- 第4条（B）
- 第40条（B）
- 第43条
- 第46条（B）及び（C）

◎ 履行保証保険契約を締結した場合

- 第4条（B）
- 第40条（B）
- 第43条
- 第46条（B）及び（C）
- 第53条

◎ 工事履行保証契約（保証金額10分の1以上）を締結した場合

- 第4条（B）
- 第40条（B）
- 第43条
- 第46条（B）及び（C）
- 第53条

◎ 工事履行保証契約（保証金額10分の3以上）を締結した場合

- 第4条（A）
- 第40条
- 第46条（A）及び（C）
- 第53条

◎ 建設業法第26条第3項に該当しない場合又は監理技術者補佐を専任で配置する場合

- 第10条第1項第2号中（専任の）

◎ 支給材料及び貸与品がない場合

- 第15条
- 第51条第4項
- 第51条第5項
- 第51条第8項中 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、解除が第44条の2若しくは第44条の3の規定による時又は第46条第2項各号に掲げる者によりされたものであるときは発注者が定め、解除が第44条第1項、第48条又は第48条の2の規定による時は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び

◎ 受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者の場合

- 第55条第1項中 青森県
仲裁合意書の「管轄審査会名 青森県（中央）建設工事紛争審査会」中 青森県

◎ 受注者が青森県知事の許可を受けた建設業者の場合

- 第55条第1項中（中央）
仲裁合意書の「管轄審査会名 青森県（中央）建設工事紛争審査会」中（中央）

◎ 請負代金額が100万円未満である場合

- 第34条、第35条、第36条